

(参 考)

中小企業総合振興資金
「経営環境変化対応貸付【認定企業】ア (SN2号)」
※三菱マヒンドラ農機 (株) 農業用機械事業撤退関連

融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 →「特定中小企業者」の認定は、事業所が所在する市町村が行う。 →認定を受けるためには、官報に掲げる要件をすべて満たすことが必要。 →認定を受けると、信用保証協会の「経営安定関連保証」(事業活動の制限等の影響で経営に支障を来している中小企業者に対し、「保証限度額の別枠化」や「保証料率の軽減」を行う措置)の利用が可能。
資金使途	事業資金 (設備・運転)
融資期間	10年以内 (うち据置3年以内)
融資金額	2億円以内
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.4% 10年以内 年1.6% [変動金利] 年1.4% (融資期間3年超に限る)
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き
取扱期間	令和8年3月2日~令和9年3月1日 ※取扱期間は、セーフティネット保証の指定期間と同じ。